

4月1日から

一定規模以上の開発・建築を考えている皆さん！

# 対象の区域での開発・建築には届出が必要です

4月に市が公表する「富士市集約・連携型都市づくり推進戦略」により、都市再生特別措置法に基づき、対象区域で開発・建築を行う場合などには届出が必要になります。

## 届出の対象となる行為・区域

届出対象となる行為	行為の内容	届出対象となる区域
居住誘導区域(※1)外での住宅の開発・建築など	<ul style="list-style-type: none"> <li>3戸以上の住宅(※3)の建築目的の開発行為</li> <li>1,000平方メートル以上の住宅の建築目的の開発行為</li> <li>3戸以上の住宅の新築</li> <li>改築・用途変更による3戸以上の住宅の整備</li> </ul>	
都市機能誘導区域(※2)外での都市機能誘導施設の開発・建築など	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市機能誘導施設の建築目的の開発</li> <li>都市機能誘導施設の新築、改築、用途変更による整備</li> </ul>	
都市機能誘導区域内での都市機能誘導施設の休止または廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市機能誘導区域内にある都市機能誘導施設を休止または廃止する行為</li> </ul>	

※都市機能誘導区域(地域拠点) でまちなか誘導施設(★1)の建築目的の開発、新築・改築・用途変更を行う場合も届出が必要です。



- ※1 居住誘導区域 人口減少時代においても一定の人口密度を維持し、利便性の高い公共交通と生活利便施設の立地を維持する区域
- ※2 都市機能誘導区域
  - 都市機能誘導区域(まちなか) まちなか誘導施設(★1)を誘導・集約する区域
  - 都市機能誘導区域(地域拠点) 地域拠点誘導施設(★2)を誘導・集約する区域
- ★1 まちなか誘導施設…大学・専修学校・各種学校・大規模小売店舗・病院・映画館・スーパーマーケット・金融機関・郵便局など
- ★2 地域拠点誘導施設…スーパーマーケット・金融機関・郵便局など
- ※3 3戸以上の住宅 3戸以上の住宅はアパートなどを含む

## 資料・申請書ダウンロードなど

都市再生特別措置法に基づく届出制度について詳しくは、都市計画課に問い合わせるか、市ウェブサイトをごらんください。申請書は市ウェブサイトからダウンロードできます。

【市ウェブサイト】くらしと市政→まちづくり→都市計画→申請・届出→都市再生特別措置法に基づく届出について

富士市 立地適正化計画

検索

問い合わせ／都市計画課 ☎55-2785 ☎51-0475 ✉toshikei@div.city.fuji.shizuoka.jp